

自然公園法施行令及び自然環境保全法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 国立公園及び国定公園の特別保護地区において許可を要する行為として、木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと及び動物を放つことを追加すること。  
(第一条関係)

第二 原生自然環境保全地域において許可を要する行為として、動物を放つことを追加すること。

(第二条関係)

第三 この政令は、平成十八年一月一日から施行すること。